

関西大学医工薬連携研究センター研究費（医工薬連携研究費）に係る申合せ事項

決定 平成27年 7 月 8 日

1 趣 旨

この申合せ事項は、関西大学医工薬連携研究センター（以下「センター」という）に設置する医工薬連携研究費（以下「研究費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

- (1) 研究費は、センターが構想している「医工薬連携研究助成金（仮称）制度」の導入に向けての暫定的な措置とする。
- (2) 研究費は、関西大学医工薬連携研究センター内規第 3 条第 3 号に規定する事業として医学・薬学・工学の共同研究を推進するため、研究費をもって支援することを目的とする。

3 対 象

医学・薬学と工学の領域にまたがる基礎及び応用研究を対象とする。

4 募集、申請

- (1) 研究費の募集は、先端機構研究員を対象とし、センターが行うものとする。
- (2) 研究費の申請に際しては、研究費申請書及び研究計画書をセンター長へ提出するものとする。
- (3) 先端機構における他のプロジェクト研究（戦略的研究基盤形成支援事業、研究グループ等）に所属する者であっても研究費を申請することができる。

5 承 認

センター長が前項第 2 号の研究費申請書及び研究計画書を受理したときは、先端機構長及びセンター長が指名する者（申請者との利害関係を有しない者）で審査し、採否の決定は、運営委員会の議を経て、適切と認めたときは承認する。

6 構成員

研究を推進するため、次の構成員を置く。

- (1) 研究代表者
- (2) 研究分担者（本学専任教育職員）
- (3) 研究分担者（学外研究者）

7 構成員の要件

- (1) 研究費を申請するには、1 名の研究代表者を置き、研究代表者が研究の運営に当たる。ただし、研究代表者は、本学専任教育職員とする。
- (2) 構成員の 3 分の 1 以上が本学専任教育職員とし、全てセンター研究員であることとする。ただし、本学専任教育職員が 1 名の場合は、前項第 1 号又は第 3 号に該当する者のみでの申請を認めることとする。
- (3) 構成員には、医学系、薬学系（歯学、保健、衛生、看護等を含む）の教育・研究機関及び医療機関に所属する学外研究者を 1 名以上含むこととする。ただし、研究費を直接執行することができないものとする。

8 予 算

研究費に係る予算は、先端機構における研究グループ全体予算の内から、1 件につき 100 万円（年額）を上限として配分する。

9 研究期間

1 年間若しくは 2 年間とする。

10 研究成果の公表

研究費執行年度における先端科学技術シンポジウムでの研究成果報告及び研究期間終了後 1 年以内の論文発表を義務付けるものとする。ただし、知財等の事情により、成果発表を延期できる例外的措置について、それを 証する書類をセンター長に提出することにより認めるものとする。

11 外部資金獲得

研究期間終了後 1 年以内に研究費と同等以上の規模の外部資金へ応募することを義務付けるものとする。

12 附 則

この申合せ事項は、平成 27 年 7 月 8 日から施行し、「医工薬連携研究助成金（仮称）制度」導入まで適用するものとする。

以 上